

(5)改正にあたっての検討内容

条例	規則	技術指針
<p><b>●風力発電所を対象事業とするべきか。</b></p> <p>第2条第2項第5号 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電気事業法第38条 「一般用電気工作物」とは次に掲げる電気工作物をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定電圧以下の受電設備</li> <li>2 構内に設置する一定電圧以下の発電設備</li> <li>3 経済産業省令で定めるもの</li> </ol> <p>・「事業法電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。</p> </div>	<p><b>●規模要件をどのようにすべきか。</b></p> <p>*現行条例の発電所の規模要件の考え方に沿った場合は、次のようになる。</p> <p style="text-align: center;">案</p> <p>第1種 出力5000kW以上 第2種 出力2000kW以上（特定地域のみ） 5000kW未満</p> <p>（考え方） 第1種：道条例の第2種規模以上 第2種：第1種の0.4掛け</p>	<p><b>●評価項目、調査、予測及び評価方法をどのようにすべきか。</b></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">             技術指針にて検討         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             道条例の適用除外を受けるため、第一種事業は道条例の第一種事業及び第二種事業の種類及び規模を包括する形となっている。         </div>

環境影響評価法

法（本文）	施行令（H23.11.16 公布）	主務省令（公布予定）
<p>電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業</p>	<p>風力発電所</p> <p>第1種 出力1万kW以上 第2種 出力7500kW以上1万kW未満</p>	<p><b>●評価項目（主なもの）</b> 騒音（低周波音含む）、振動 動植物、生態系 景観 シャドーフリッカー</p> <p><b>●調査、予測及び評価の手法</b></p>

北海道環境影響評価条例

条例	検討中	
<p>第2条第2項第5号 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業</p> <p>第2条第3項（第2種事業の定義） 第2条第2項各号に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であってその規模が第一種事業の規模に満たないもの（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が0.5以上であるものに限る。）</p>	<p><u>風力発電所を対象事業にどのように位置づけるべきか検討中</u></p> <p>*現行条例の体系に沿った場合は次のようになる。</p> <p>第1種 出力1万kW以上 第2種 出力5000kW以上1万kW未満</p> <p>（考え方） 第1種：法第1種と同規模 第2種：第1種の0.5掛け</p>	

